# 資料1

日本テレコム・ソフトバンクBB提出資料





光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会(第6回) 資料本検討会における試行的実施に向けての確認と要望

2005/07/28

日本テレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社







本検討会におけるトライアルの具体的な実施案を検討するにあたり、今までに確認させていただいた事項ならびに今後の要望事項等につきまして記載させていただきますので、再度ご確認をお願いいたします。

P3 ・・・・・ 添架ポイントについて

P4 ····· 工法について

P5 \*\*\*\*\* 電柱添架申請について

P7 ····· 電柱使用料について

P8 · · · · その他







#### 添架ポイントについて

光引込線の添架ポイントは、原則以下のとおりであると理解しております

- ① NTT東西殿が引込線用のポイントとしてフック(L型金具)を設置するポイントへの単独添架を優先することができる。
- ② 上記ポイントに単独添架ができない場合には他の一般添架ポイントへの単独 添架とし、さらに当該ポイントへの添架が困難な場合にはNTT東西殿の管理 ポイントにおいて、一束化等による添架とすることができる。





#### 添架工法について

# 添架の方法については、以下のとおりであると理解しております

- ① 工法は、関係法令(道路法、有線電気通信設備令等)、電柱所有者殿が定める 新たな技術基準の下に、原則自由である。
- ② 基本的な単独添架の方法は、NTT東西殿の引込線用金物近傍における近接 設置とする。
- ③ 支持線などの添架設備は過剰設備とならないよう必要最低限の設備とし、他 事業者との一束化等が発生した場合には、その方法等について当該事業者同士 で協議・調整し対応する。
- ④ 一東化方法に関しては既存のハンガー内へ収容する工法に加え、新たな対応方法についても慣例などにとらわれることなく、検証用施設での検証ならびに本トライアルでの実地検証においてその技術的な課題等について明確にし、解決策について検討していくこととする。





## 電柱添架申請について

## 電柱添架申請については、以下のとおりであると理解しております

- ① 添架設備、工法などを事前に確認することにより、個々の申込み時における確認は簡素化を実施する。また、近接設置となるNTT東西殿に対しても同様に事前確認を包括的に行うこととする。
- ② 添架に係る基本契約を予め締結することで、個々の申請時の契約は一定期間 分をまとめて締結することができる。
- ③ NTT東西殿の電柱においては、単芯の引込線敷設について事前にまとめて申請しておくことにより、敷設の都度は通知により添架可能とする。







## 電柱添架申請について

## 電柱添架申請に関して以下の事項を要望いたします

- ① 検討会で確認されている「単芯の引込線」の定義に関し、その形状や質量が 同等である場合において2芯、4芯などの多芯ケーブルも存在することをご了 承いただき、単芯ケーブルに限定したものではないことをご確認いただきたい。 (以下、「1.2mm鋼線による引込線」と表記いたします)
- ② 1.2mm鋼線による引込線を支持線へ追い張りで敷設する場合、電柱添架申請 (通知も含む) は省略していただきたい。
- ③ 電柱添架申請の書類作成にあたり申込者自身の現地調査が必要となる場合に おいて、電柱所有者殿が再度現地を確認に行く場合の費用については申込者の 負担とならないようにしていただきたい。
- ④ 電柱添架申請に係る手続きの簡素化、省略等に関し、NTT東西殿と各電柱 所有者殿の間における取り決め等あるかとは思いますが、競争環境を整備する ことにより光ファイバーサービスを発展させるためにも、今後も引き続き継続 課題として検討していただきたい。







#### 電柱使用料について

## 電柱使用料に関して以下の事項を要望いたします

- ① 新たな添架ポイントが増設されることからも、電柱使用料の見直しについて ご検討いただきたい。
- ② 接続ルールにおけるNTT東西殿との同等性確保の観点からも、接続事業者 が負担する電柱使用料については、今後も継続課題として情報通信審議会等の 場において検討していただきたい。





## その他

# その他の件に関して以下の事項を要望いたします

- ① 電柱情報の開示に関しては電柱添架手続きの簡素化等に必要不可欠な情報であることからも、その情報の取得が接続事業者にとって過大な負担とならないように、接続事業者の必要とする規模の情報について電柱所有者が持つ一定の範囲において開示していただきたい。
- ② 接続事業者が光引込線を自前で敷設する方式においては、NTT東西殿との 柱上接続についてもトータルな期間の中で重要なポイントとなるため、シェア ドアクセス方式のアンバンドルメニューの一部を提供していただいているとい う前提であることをご配慮いただきたい。
- ③ 道路占用について道路管理者ごとの許可申請の実態などの情報提供について ご協力願いたい。
- ④ 電柱に係る負担軽減の観点からも、AOクロージャ内へのPOI点設置など 新たな機材の採用等も今後継続して検討していただきたい。